

公告第 776 号

令和 4 年 11 月 1 日

鈴与健康保険組合
理事長 佐藤 博文



公 告

鈴与健康保険組合同規約の一部を下記のとおり変更する。

記

規約第 4 条 別表中の

「東海埠頭株式会社 静岡県静岡市清水区」の次に、以下を加える。

鈴与カーゴネット株式会社	静岡県静岡市清水区
株式会社鈴与カーゴネット東京	静岡県静岡市清水区
株式会社鈴与カーゴネット沼津	静岡県静岡市清水区
株式会社鈴与カーゴネット富士	静岡県富士市
株式会社鈴与カーゴネット静岡	静岡県静岡市清水区
株式会社鈴与カーゴネット焼津	静岡県焼津市
株式会社鈴与カーゴネット浜松	静岡県磐田市
株式会社鈴与カーゴネット名古屋	愛知県海部郡明日香村
株式会社鈴与カーゴネット滋賀	滋賀県蒲生郡日野町
株式会社鈴与カーゴネット九州	福岡県北九州市門司区
株式会社鈴与カーゴネット北関東	栃木県宇都宮市
株式会社鈴与カーゴネット東北	宮城県仙台市宮城野区
株式会社鈴与カーゴネット北海道	北海道釧路市

以上

(施行期日)

この規約は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。